

鎌倉市教育委員会 令和6年6月定例会会議録

○日時 令和6年（2024年）6月19日（水）
9時30分開会 10時11分閉会

○場所 鎌倉市役所第三分庁舎 講堂

○出席委員 高橋教育長、下平委員、朝比奈委員、長尾委員、林委員

○傍聴者 6人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

ア 鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定に係る専決処分について

イ 鎌倉市教育委員会職員の人事に係る専決処分について

ウ 中学校通級指導教室について

エ 山崎小学校特別支援学級開設について

オ 行事予定

（令和6年（2024年）6月19日～令和6年（2024年）7月31日）

日程2 議案第11号

鎌倉市就学支援委員会委員の委嘱について

日程3 議案第12号

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員の解嘱及び委嘱について

高橋教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより6月定例会を開会する。本日の会議録署名委員は林委員に依頼する。本日の議事日程は手元に配付したとおりである。それでは日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 教育長報告

高橋教育長

会議の開会前に、6月に採用された久保田教育法務専門監から挨拶いただいた。新たな職員を迎え、さらに学校を支え、助け、励ますことを推進していきたいと思っている。4月からは教育行政職である4名の若者にも入ってもらった。今後 ICT 支援員の運用が始まっていく。教育委員会としても学校を支えていく体制をさらに充実させていきたいと思っている。

5月に教育委員と学校訪問を行った。全学校の全学級を見学し、大変な日程だったが、参加いただき感謝する。こういうことは私も非常に大事だと思っている。それぞれに学校の顔があって、それぞれの見方がある、それぞれに課題や更に進めたいこと等がある。鎌倉には25校あるが、それぞれを立体的に捉えていく必要があると思う。校長や教頭、教職員にいろいろな話を聞いて、その学校の課題は何か、あるいはここを後押しできれば更に前に進むのではないかと、伴走する教育委員会として進めていきたいと思っている。引き続き教育委員の力も借りて、学校をより個別にケースごとに立体的に捉え、支えていきたい。

教育行政は重層構造や管理型というピラミッド型で表されるのだが、トップに文部科学省があり、その下に県の教育委員会があり、市の教育委員会があり、管理職がいて教職員がいて、子どもたちがいる。これを逆にし、逆ピラミッドの構造にしていきたいと思う。子どもたちがこれから探究的な学びや、多様なわくわくやモヤモヤや問いを持ちながら学んでいくということをどう引き出し、支え、励ますのが学校や教員の役割になっていくとするならば、我々教育委員会としても教員や学校を個別に見取り、支え、助け、励ます伴走型の教育委員会を目指していきたいと思う。

今年度はそういったことを、特に教育委員会としても推進していきたいと思っているので、また引き続き教育委員の力も借りていきたいと思っている。

林委員

前回は話をしたが、6月13日に深沢小学校で玉川大学の1年生、9名の参観実習を受け入れていただいた。1日各学級に配属し、教員の仕事の流れを見て、一緒に活動させてもらった。教職課程を取る学生が1年生の時に1日体験することで今後の学習へのモチベーションに繋がり、2年、3年、4年の授業の学習定着が違ふ。元々鎌倉はその対象ではなかったが、今回1年生の学生の人数が多く、急遽ではあったが、気持ち良く受け入れていただいた。

横須賀市の元校長が引率で来たのだが、どの学級も GIGA スクール構想の環境が整っており、ICT を活用した授業と、従来の板書をする授業を組み合わせた授業ができている学校なので非常に感動して帰られた。他校の元校長から鎌倉の教育の一端を見ていただき、私も非常に嬉しく思った。この流れが市内に広がっていくことを期待しているところである。

(2) 部長報告

教育文化財部長

市議会 6 月定例会の報告を行う。部長報告資料を参照願いたい。6 月 5 日から市議会 6 月定例会が開催され、19 人中 10 名の一般質問を受けた。

一番目がくりはら議員で、「高齢者、障害者への支援を」ということで、主に視覚障害者への図書館での対応についての質問だった。

二番目の志田議員は「自衛官の募集等の推進について」ということで、中学校、図書館、生涯学習センターでの自衛隊のポスター掲示についての質問だった。

三番目の納所議員が「子どもたちの読書活動の推進と学校図書のあり方について」の質問で、学校での新聞の活用についての質問だった。

四番目の武野議員が「給食費の無償化」と「学校のプールについて」ということで、プールの施設の維持だけではなく、プールの指導についての質問もあった。また「教員の真の働き方改革」ということで、教職調整額が 10%になるという話題が主だった。

五番目の井上議員が「環境政策について」ということで環境教育についての質問だった。また「防災における避難訓練のあり方について」ということで学校での防災教育等を含めて、体育館の整備についての質問もあった。また「学校給食について」ということで、牛乳の選択性、地場産物を使った給食の実施についての質問があった。また資料に書いてあるとおり「子どもたちの学びを広げる取組について」ということで、多様な学びの場が整備される目的等について、主に保護者への理解を求めることが必要ではないかという趣旨の質問があった。

六番目、竹田議員が「文部科学省がめざす学校の働き方改革について」ということで、小学校高学年の教科担任制のこと、部活動の地域移行、鎌教研の扱いについてなどの質問があった。

七番目で岡田議員は、学校の整備に関する質問だった。

八番目の藤本議員については「子どもの意見聴取」ということで、子ども議会と運動会のプログラムに子どもの意見がきちんと反映されているかという質問があった。子ども議会については毎議会指摘されているところで、我々としても今後どういことができるのかを考えていきたいという趣旨を説明させていただいた。ただ、今年の子どもの議会については通常どおり行って、来年度以降に関しては検討していきたいという話をした。また「里親の啓発について」ということの中で、「お父さん」「お母さん」という言葉を使っの指導について、保護者がいない子ども、ひとり親の子どもに対しての配慮が必要ではないかという質問があった。

九番目の高野議員からは「地震災害時の避難対策について」ということで、体育館の空調整備についての質問があった。その後「鎌倉十井と和賀江嶋の管理について」ということで、現在民間が管理しているものに市が関与できないかという趣旨の質問があった。

十番目の後藤議員からは「フェアトレードについて」ということで、フェアトレード給食とフェアトレードサッカーボールを学校で活用してみてもどうかという趣旨の質問があった。

教育福祉常任委員会が 6 月 12 日に開会された。今回、議案はなかったが報告事項が 6 件あった。6 件とも全て了承はされたが、学びの多様化学校（不登校特例校）設置に向けた検討状況の報告をした際、「イベントはどうするのか」、「年度途中の転入は認めないということはどういうことなのか」、「今後入学に

関するプロセスについては丁寧に説明をしてほしい」という趣旨の質問があった。

二番目の第一中学校通学路法面整備工事については工事中の通学路についての質問があった。次の小学校給食室の冷暖房設備設置工事については特に質問はなかった。

「学校職場環境改善プランⅡの期間延長について」は、どうやって教職員のモチベーションを向上させていくのかという質問があった。

「小学校給食調理等業務の委託校の追加について」は、今回追加した2校の選定の理由、給食運営協議会、学校運営協議会についての質問があった。

最後の報告事項として、「鎌倉市生涯学習センター集会室の利用時間枠の変更について」は、申し込みの方法が変更になるので周知等を徹底してほしいということと、退出時に強制的に退場させられたといった話が議員の耳に入り、注意するようにという質問があった。

議案としてはないが、先ほどの報告事項の「第一中学校通学路法面整備工事」と「小学校給食室冷暖房設備設置工事」は契約議案ということで6月17日に総務常任委員会に提出され、それぞれ総員挙手です承されている。本会議は来週の24日を予定しており、この契約案件の議決が行われる予定となっている。以上で報告を終わる。

(3) 課長等報告

ア 鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定に係る専決処分について

高橋教育長

次に課長等報告に移る。報告事項ア「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定に係る専決処分について」報告を願いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

報告事項ア「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定に係る専決処分について」報告する。議案集1ページから4ページを参照願いたい。

鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について、「鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則」第2条第2項に基づき、5月21日に専決処分を行ったため、同規則第5条の規定により、報告する。

改正の内容について説明するので、議案集3ページにある新旧対照表を参照願いたい。

令和6年（2024年）6月から教育法務専門監を採用することに伴い、教育法務専門監の配属先となる教育総務課の事務分掌を改めるため、鎌倉市教育委員会事務分掌規則を改正した。

規則第4条教育総務課の項について、改正前の第14号から第21号を1号ずつ繰り下げ、新たな第14号として「法令の解釈、顧問弁護士への相談並びに審査請求、訴訟及び調停への対応に係る助言及び指導についての事項」を加える。

規則の制定については、本来であれば教育委員会会議に諮り議決を得るべきものだが、職員課における最終の採用決定から採用の日まで間がなく、教育委員会に提案する時間的余裕がなかったことから、専

決処分とした。

(質問・意見)

特になし

(報告事項アは了承された)

イ 鎌倉市教育委員会職員の人事に係る専決処分について

高橋教育長

次に、報告事項のイ「鎌倉市教育委員会職員の人事に係る専決処分について」、報告を願いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

報告事項イ「鎌倉市教育委員会職員の人事に係る専決処分について」報告する。議案集 5 ページから 6 ページを参照願いたい。

令和 6 年(2024 年) 6 月 1 日付けの人事異動について、「鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則」第 2 条第 2 項に基づき、5 月 21 日に専決処分を行ったため、同規則第 5 条の規定により、報告するものである。

人事異動の内容について説明するので、議案集 6 ページを参照願いたい。

学校では、子ども同士のトラブルやいじめ事案、保護者等による不当・過剰請求や文書回答要求、近隣住民からの苦情、食物アレルギーでの事故、教職員による体罰や家庭における虐待事案など、様々な場面で「法的な視点」から整理・判断を迫られるケースが増加している。また、教育委員会各課においても、同様に「法的な視点」を持った対応が必要となる事案が数多くあり、これらの事案に適切に対応するため、6 月 1 日付の人事異動により、教育総務課担当課長として教育法務専門監が 1 名配置された。

係長職以上の人事異動については、本来であれば教育委員会会議に諮り議決を得るべきものだが、職員課における最終の採用決定から採用の日まで間がなく、教育委員会に提案する時間的余裕がなかったことから、専決処分とした。

(質問・意見)

下平委員

教育法務専門監が教育総務課に配属になった。その結果として教育総務課で先ほどの第 14 号を追加することになったということか。顧問弁護士と教育法務専門監との関係について説明願いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

このたびの規則改正および人事配置については、連動するものであり、今回の教育法務専門監を教育総

務課に配置するに当たり教育総務課にこれらの規定、法令の解釈を設けたものである。また顧問弁護士との関係は、法的な見解からの意見等をもらうところで、まずは教育法務専門監に相談する。その後更に訴訟等に発展するような事例については、顧問弁護士に相談し、訴訟に向かっていくというような形になるかと思う。

長尾委員

今後の運用だが、例えば現場で起こった事案について、管理職が直接教育法務専門監に連絡をして事案を解決していくのか。現場から、教育法務専門監はどういう見え方になるのか。今後の事案発生に対するフローについて説明願いたい。

教育文化財部長

学校現場からの相談に関しては、まず担当教員から学校管理職に相談する。そして学校管理職から久保田教育法務専門監に相談するという形を取っていければと思う。時間的余裕があるものに関しては、文章にまとめてから相談してもらいたいと思うが、緊急的なものもあると思うので、直接学校管理職が法務専門監に相談できるような体制をとっていきたいと考えている。

来週以降、久保田教育法務専門監に学校を巡回してもらうことを考えている。これは定期的に行っていきたいと考えている。

林委員

直接校長が電話して良いという理解で合っているか。

教育文化財部長

緊急的な事案は、そうなることが多い。

林委員

今までは指導主事が対応していた内容だと思う。これまでの経験として緊急という言葉が非常に幅があり、それぞれの校長先生で緊急という対応に差がある。校長先生と教育法務専門監との間にクッションがあるのか。そうしないと教育法務専門監の仕事が煩雑になると思う。

教育文化財部長

緊急の場合は柔軟に対応していきたいという意向ではあるが、継続的な案件であれば当然担当の指導主事や、今職場で関わっている教員が間に入る場合もあると思う。それは柔軟に対応したいと考えている。

林委員

それについても校長会で話をしてほしいと思う。

教育文化財部長

教育委員会としても通知等で示したいと考えている。

高橋教育長

新たな職ということで相談体制やフローは整理していければと思う。我々も意識しなければならないのは様々な紛争があらゆるエリアで起こるわけだが、子ども同士もあれば大人同士もある。そういったところに教育法務専門監の視点で中立に見てほしいと思っている。教育委員会の職員ではあるが、必ずしも我々の全面的な支持者ではない。学校の代弁者ということでもないと思っている。我々も足らざるところがあれば、助言をもらいながら、法的に整理していきたい。これまでも顧問弁護士にも相談してきたわけだが、その手前の未然防止や初期対応が鍵を握るという思いがある。そこで幅広く相談しながら、助言を受けながら、我々の仕事を進めていきたいと思う。一方で無理難題や、法的に毅然と対応しなければならない局面も増えてきている。実感値としても数字としても増えているので、そこについては我々もチームとして法的な部分を踏まえながら毅然と対応していくことが大事な局面もある。それはそれで助言を仰ぎながらやっていきたいと思う。いずれも教育委員会一丸となりやっていきたいと思う。

(報告事項イは了承された)

ウ 中学校通級指導教室について

高橋教育長

次に、報告事項のウ「中学校通級指導教室について」、報告を願いたい。

教育指導課長

来年度、令和7年(2025年)4月から中学校通級指導教室を開設するにあたり、概要を説明する。

中学校通級指導教室の必要性については、アンケート調査により、小学校通級を利用していた児童生徒から継続して指導を受けたいとの回答が65%あったことや、中学校でも引き続き教育的ニーズがあるものの日常的声かけによって支援を行っている実態、市民の要望等から、必要性の高さを認識し、検討委員会で設置に向けて協議を重ねてきた。

議案集8ページ、「鎌倉市中学校通級指導教室について」を参照願いたい。

指導内容は学校生活での困難を改善するための自立活動的指導であり、教科指導は含まない。通常級在籍の生徒で、通級の必要性が認められる生徒を対象とする。授業時間帯の週に1回、1コマの指導を基本とするが、教育的ニーズ等に応じて回数や時間を設定する。個別指導が基本だが、必要に応じてグループ指導等も行う。

現在、小学校の通級指導教室では拠点校へ近隣校から児童が保護者付き添いのもと通級しているが、中学校通級指導教室は拠点校の大船中学校から担当教員が対象生徒の中学校へ赴いて指導する、巡回型の教室である。保護者の付き添いが不要で、移動に時間を割かれない分、できるだけ在籍級の授業を欠席せずに指導を受けることができる。中学校教員と小学校で通級指導を経験した教員が組んで指導を行い、

生徒それぞれの困り感や課題に対応した指導と中学校教員との連携をめざす。

議案集 9 ページ、「6. 通級の手続き」を参照願いたい。表の 1、小学校 6 年生まで通級している児童については、通級指導教室での相談を経て通級を申し込む。それ以外の児童生徒（表の 2、3）は、在籍校で相談後、校内で検討し、専門部会を経て通級を申し込む。そのため、各在籍校の児童支援専任教諭や教育相談コーディネーターをはじめとした教職員に、指導内容や対象生徒について理解を得られるよう、今後、説明会や連絡会等で説明していく予定である。

議案集 10 ページ、「中学校通級指導教室開設スケジュール」を参照願いたい。今後、小・中の校長会、各所で説明した後、6 月末に市内の中学 1～2 年生と小学 6 年生の保護者向けに中学校通級指導教室の説明会の案内を配付し、周知する。

（質問・意見）

下平委員

来年から中学でも実施するということで、現中学 2 年生、3 年生で、小学校のときは通級指導教室に通っていたが、現在は通常学級に通っている生徒もいるが、そういう生徒は 1 番の運用で入れるのか。

教育指導課長

こちらに関するのが議案集 9 ページの表の 3 番になる。小学校のときは通級指導教室に通っていたが、現在は中学校の普通学級に在籍する生徒について、もう一度通級指導教室を希望する場合については、生徒指導担当や教育相談コーディネーターに話をして、通級指導教室で指導を受けた方が良いとなれば、専門部会を経て入級することになる。

長尾委員

想定は何名ぐらいを考えているのか。

教育指導課長

現在、つどいの教室やことばの教室等を合わせて、市内の小学 6 年生は 50 名ぐらいが通級指導教室に通っている。中学校で一コマ授業を抜けることに不安を抱いている生徒や保護者がいると思うが、教育委員会の気持ちとしては、20 名から 30 名を想定してスタートしたいと思っている。

高橋教育長

まずはやってみて、アジャストしていくことになる。巡回指導が基本で、子どものベースに立った対応で考えていると思う。また経過を報告したいと思う。10 人の生徒に対して 1 人の教員が配置される。保護者に対し説明会を行い、理解を高めていければと思う。

（報告事項ウは了承された）

エ 山崎小学校特別支援学級開設について

高橋教育長

次に「山崎小学校特別支援学級開設について」、報告を願いたい。

教育指導課長

山崎小学校特別支援学級を開設することについて説明する。

山崎小学校には開設のニーズがありながら、空き教室の確保の難しさから、開設を先送りしてきた経緯があるが、今後数年の児童数と学級数予測から、教室を確保できる見込みとなり、開設の方向となった。6月13日に保護者向け説明会の案内を配付して、保護者へ周知を行っているところである。これで鎌倉市立の学校全てに特別支援学級が設置されることとなる。

今後も、小中学校でのインクルーシブ教育を進めながら、特別支援学級の運営がより良いものとなるように取り組んでいく。

(質問・意見)

林委員

私が教員をしていた頃は学級数が多く、普通級もままならず、特別支援学級はできないと思っていた。開設していただき感謝する。

長尾委員

私の知人の子どもが山崎小学校区に住んでいた。特別支援学級がなかったので、御成小学校まで送り迎えをする必要があり、お母さんも仕事を辞めないといけなかった。子どもの教育と自身の仕事の両立に非常に悩んでいた。私もその子どもと一緒に過ごし、悩んだ経緯があった。本当にありがたいと思っている。

高橋教育長

教育指導課を始め、学校関係者も本当に英断だと思っている。場所的な課題があり、なかなか前に進められなかった部分があったが、いろいろな課題を乗り越えて、開設に至った。山崎小学校区に住んでいるが、他の学校の特別支援学級に通っている児童がいるので、そういった児童や保護者も含めて、説明を尽くしていければと思う。私からも御礼申し上げたい。

(報告事項エは了承された)

オ 行事予定

(令和6年(2024年)6月19日～令和6年(2024年)7月31日)

高橋教育長

次に報告事項のア「行事予定」について、記載の行事予定で特に伝えたい行事等があれば報告をお願いする。

(教育文化財部)

特になし

(質問・意見)

特になし

高橋教育長

7月13日にシンポジウムということで、スクールコラボファンドの成果報告会の場を設けたいと思っている。寄附者や教育関係者を招いて鎌倉芸術館での報告を考えている。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第11号 鎌倉市就学支援委員会委員の委嘱について

高橋教育長

次に日程の2、議案第11号に入る。「鎌倉市就学支援委員会委員の委嘱について」議案の説明を願いたい。

教育指導課長

「鎌倉市就学支援委員会委員の委嘱について」の提案理由を説明する。議案集の23ページから24ページを参照願いたい。鎌倉市就学支援委員会は、鎌倉市就学支援委員会条例に基づき設置され、その委員の任期は2年とされている。

委員は28名で構成されており、このうち27名については既に報告し、承認を得ている。4月の教育委員会の時点では、医療に関係を有する団体から推薦を受けていなかったが、後日推薦を受けたので、別途1名報告を行い、委員の委嘱を行おうとするものである。

なお、委嘱者の任期は、他の27名の委員と同様に、委嘱の日から令和8年(2026年)4月30日までとする。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第11号は原案どおり可決された)

3 議案第 12 号 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員の解嘱及び委嘱について

高橋教育長

次に日程の 3、議案第 12 号に入る。「鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員の解嘱及び委嘱について」議案の説明を願いたい。

生涯学習課長

議案第 12 号「鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員の解嘱及び委嘱について」提案理由を説明する。議案集の 25 ページから 26 ページを参照願いたい。

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員については、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例第 2 条の規定により、定数 10 名、学識経験を有する者等から教育委員会が委嘱することとし、第 3 条の規定により、任期は委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間と定められている。

この度、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例第 2 条第 2 項第 5 号に規定する市立小学校の校長が組織する団体又は市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者について、河合克也委員が鎌倉市教育委員会に異動したため解嘱し、新たに、校長会が推薦する太田洋氏を委嘱するものだ。なお、新たな委員の委嘱期間は、委嘱に係る議決の日から委員会の所掌事項の処理が終わるまでとする。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第 12 号は原案どおり可決された)

高橋教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって 6 月定例会を閉会する。